

## 1. 賃金引上げに関する支援

(4) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

### キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

#### 【対象となる方】

ガイドライン(※1)に沿って、雇用保険適用事業所ごとに有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む者を「キャリアアップ管理者」として配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の(1)～(7)までのいずれかを実施した事業主

※1 ガイドラインとは、「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップ促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」を指します。詳細は下記URLをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/30guide.pdf>

- (1) 正社員化コース (2) 賃金規定等改定コース  
 (3) 健康診断制度コース (4) 賃金規定等共通化コース  
 (5) 諸手当制度共通化コース (6) 選択的適用拡大導入時処遇改善コース  
 (7) 短時間労働者労働時間延長コース

#### 【支援内容】 ※ 上記のうち、(2) 賃金規定等改定コースについて

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合、対象となる労働者数に応じ、下記の額の助成を行います。なお、中小企業において賃金規定等を3%以上増額改定した場合等は助成額が加算されます。

すべての有期契約労働者等が対象となる場合	9.5～285万円 (12～360万円)
雇用形態別、職種別など一部の有期契約労働者等が対象となる場合	4.75～142.5万円 (6～180万円)

注1: 生産性要件を満たした場合、( )内の助成額となります。

注2: 中小企業以外の場合、助成額は上記の3/4程度となります。

#### 【お問合せ先】

支給申請に関する手続きのご相談は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。

